

長浜市病院事業総合評価技術審査会設置要綱を次のように定める。

平成26年1月1日

長浜市病院事業管理者 野田 秀樹

長浜市病院事業総合評価技術審査会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の10の2（施行令第167条の12第4項及び第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、建設工事に係る入札を総合評価一般競争入札又は総合評価指名競争入札（以下「総合評価競争入札」という。）で実施する場合において、中立かつ公平な審査、評価等を行うことを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、長浜市病院事業総合評価技術審査会（以下「技術審査会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 技術審査会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 落札者決定基準の設定に係る審査に関すること。
- (2) 技術提案に係る審査及び評価に関すること。
- (3) 長浜市病院事業が発注する建設工事に係る総合評価方式実施要綱第5条に定める学識経験を有する者の選定、意見聴取及び調整に関すること。
- (4) その他総合評価競争入札の審査、評価等に係る重要な事項に関すること。

(組織)

第4条 技術審査会の委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 技術審査会に委員長を置き、発注病院の事務局長をもって充てる。

3 委員長は、技術審査会を総理する。

4 委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、別表に掲げる副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 会議は、委員長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議は、非公開とする。

4 技術審査会は、必要と認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(審査、評価等)

第6条 総合評価競争入札対象工事の施工を監理する課（以下「所管課」という。）の長は、落札者決定基準の原案を作成し技術審査会に提出しなければならない。

2 所管課の長は、長浜市病院事業が発注する建設工事に係る総合評価方式実施要綱第4条に定める入札に参加しようとする者が提出した技術提案、施工計画及び施工能力等（以下「技術提案等」という。）に関する資料について審査及び評価し、技術評価点の原案を技術審査会に報告しなければならない。

3 技術審査会は、前2項の原案について審査を行い、審査、評価及び審議結果について、長浜市病院事業契約審査委員会に報告するものとする。

(技術審査会の庶務)

第7条 技術審査会の庶務は、所管課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表（第4条関係）

委員長	発注病院の事務局長
副委員長	発注病院以外の事務局長
委員	市立長浜病院総務課長 市立長浜病院経営企画課長 長浜市立湖北病院管理課長 長浜市都市建設部所管課長2名 (建築、土木)